

令和4年度 第8回大島町農業委員会総会議事録

令和4年度定例大島町農業委員会が、令和4年11月24日（水）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|
| 1、新保鐵雄 | 2、向山吉昭 | 3、中拂晶 | 4、五十嵐初代 | 5、笠間隆夫 |
| 6、三田一也 | 7、春木望 | 8、中山定彦 | 9、中村富長 | 10、山本政一 |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | |
|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 |
|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 欠席無し 農地利用最適化推進委員 欠席無し

4、出席職員は次の通り

大原昭仁 係長
青木陽尚 主事

5、付議された案件

日程第1：会長報告

日程第2：農地の権利移動の許可について

日程第3：その他

6、本日の書記は次の通り

主事 青木陽尚

向山議長 皆さんおはようございます。時間になりましたので令和4年度第8回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中10名、欠席委員は0名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は2名中2名参加していただいております。

それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

- 向山議長 異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は3番委員と4番委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の青木氏を指名いたします。それでは日程第1、「会長報告」について事務局より説明をお願いします。
- 事務局(青木) それでは説明いたします。東京法務局からの「農地の転用事実に関する照会書について」です。申請者は〇〇、申請地は□□▲番▲、面積は▲平方メートルでございます。
- 照会事由ですが、畑を山林に地目変更するためというものです。8月23日の現況調査には農業委員4名、春木さん、新保さん、山本さん、中拂さんと事務局1名で、行いました。現地は山林になっており、地目の変更は妥当だと判断しました。
- 次になります。申請者は〇〇、申請地は□□▲番の▲、面積は▲平方メートルでございます。照会事由ですが、畑を宅地に地目変更するためというものです。9月22日の現況調査には農業委員3名、春木さん、山本さん、中拂さんと事務局1名で行いました。備考欄の通り、東京都から既に許可が出ている案件になります。現地は、宅地になっており、地目の変更は妥当だと判断しました。備考欄で雑種地として都から許可が出ておりますが雑種地になった後に宅地になることは特に問題ないことですので今回の変更は妥当となります。
- 向山議長 ありがとうございます。続きまして日程第2、「農地の権利移動の許可について」について議案第13号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(青木) 農地の権利移動の許可について、議案第13号をご説明いたします。
- 申請人及び譲受人は□□▲番地、〇〇、▲歳。
- 譲渡人は□□▲丁目▲番▲号、〇〇、▲歳。
- ▲丁目▲番地▲、〇〇、▲歳。
- 申請地は、□□▲番▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇、〇〇より申請地を有償にて取得し、花卉、枝物を栽培する農地として利用したいというものです。
- 営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□側に▲m程進み、□し、▲km進んだ□側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。
- 向山議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足で説明等ございますか。
- 中山委員 はい、8番。
- 向山議長 はい、8番。
- 中山委員 それでは補足説明です。議案13号、〇〇さんからの農地法3条、農地権利移動について地番、□□▲番▲について補足説明を致します。令和4年11月23日、大雨だったのですが、地元委員私、向山さん、中村さんの3委員と事務局と申請者の〇〇さんの5名で現地確認を行いました。その結果、異議なしと認めたので各委員の方々も不耕作地解消のためという事で、ご審議の上よろしくをお願いいたします。申請地については補足いたします。地図を見てももらえればと思うのですが、▲番▲という事で□側から□側に長く細長く伸びている土地です。東西南北とも防風林に囲まれていまして、基本的に風、

塩害についても問題ありません。また、土砂とかそういう事についても特に問題はありません。農業用水についても本管が沢沿いに入っておりますので特に問題はありません。後はですね、本人と色々現地にてお話したのですが、現在は荒廃地になっております。これから伐根伐採をしてその後果樹を植えたいそうです。すでに荒廃しておりすぐには耕作出来ないですが徐々にやっていきたいという事で何年かかけてやっていくそうです。その点も考慮していただけると幸いです。以上です。

向山議長 ありがとうございます。他に何か発言のある方は。

新保委員 はい。

向山議長 はい、1 番。

新保委員 ちょっとお伺いしたいのですが〇〇さんと〇〇さんは□□か何かですか。

事務局(青木) はい。

向山議長 はい、事務局。

事務局(青木) 〇〇さんと〇〇さんは□□です。

新保委員 結構です。ありがとうございます。

向山議長 他に何か。良いですか。これでは異議はないようでございますので採決致します。日程第2、農地の権利移動の許可について原案のとおり承認する方は挙手を願います。
(全員 挙手)

向山議長 全員賛成ですので、議案第13号については、原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第14号上程いたします。事務局より説明お願いいたします。

事務局(青木) 農地の権利移動の許可について、議案第14号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲、〇〇、▲歳。

譲渡人は□□▲丁目▲番▲号、〇〇、▲歳。

□□▲番地▲、〇〇、▲歳。

□□▲番地▲、〇〇、▲歳。

□□▲番▲号、〇〇、▲歳。

申請地は、□□▲番▲、面積は▲平方メートルでございます。申請事

由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、より申請地を□□にて取得し、野菜を栽培する農地として利用したいというものです。

営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□□側の道路を□に▲m程進んだ□側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

向山議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足で説明等ございますか。

中山委員 はい。

向山議長 はい、8 番。

中山委員 これは昨日、11月23日に現地確認を行いました。先ほどと同様地元農業委員3名と事務局と〇〇さんで申請地の現地確認を行いました。現地は東西南北すべて防風林に囲まれていますので、風等の問題はありません。現在、▲番▲は荒廃地です。結構木が生

い茂っております。□□に面しており、農業用水も入っております。広い農地ですので、まず□側を開墾しその後奥を開墾し、果樹を栽培するそうです。〇〇さんは色々なものを栽培しているので果樹も問題無いと思います。土地も平坦ですので適していると思います。今回も不耕作地解消のためでありますのでご審議くださるようお願いいたします。以上です。

向山議長 はい。ありがとうございました。他にどなたか発言のある方は挙手でお願いします。

山本委員 はい、10番。

向山議長 はい、10番。

山本委員 ちょっと聞き逃したかもしれないのだけどこの申請地は農振地区ですか。

中山委員 はい。

向山議長 はい、8番。

中山委員 農振農用地です。

山本委員 ありがとうございます。

向山議長 はい。他にどなたか。それではよろしいですか。採決に入ります。日程第2、議案第14号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

向山議長 全員賛成ですので議案第14号については、原案のとおり承認いたします。ありがとうございます。それでは、日程第3「その他」について、事務局より何かありますか。

事務局(青木) はい。3点程ございますので説明させていただきます。まずお手元に配布しました新規就農者定着支援事業と東京都山村離島振興施設整備事業と農地の喪失再生支援事業という事で3枚をご用意させていただきました。こちらは以前山本さんからお話がありました補助金の関係で、一覧をとという事でお話を頂きましたのでご用意いたしました。大変遅れてしまい申し訳ございませんでした。一覧でという事でお話を頂いていたのですがまとめる程のボリュームではなかったのでそれぞれ資料を用意させていただきました。まず新規就農者定着支援事業こちらにつきましては出荷グループ等団体にとという事で書いてあるのですがこちらは個人も対象になっております。ただ注意していただきたい点が認定新規就農者になりますので普通の認定農業者の方は利用できないという事になり、最低金額が20万になります。詳しくは資料に載っておりますのでこちらをご覧くださいければと思います。次に東京都山村離島振興施設整備事業こちらは認定新規就農者、認定農業者どちらも利用できるものになっております。こちらは団体、主に部会が対象になっておりまして、こちらが施設や農機具などを購入した場合に活用できる補助金になります。こちらは50万円以上が対象になっております。次に農地の創出再生支援事業という事で、こちらは遊休農地や山林化している農地を伐根、整備する際の支援事業になっております。こちらは実際にかかる整地金額の2分の1を補助になっておりまして認定新規就農者の場合は3分の2の補助になります。こちらの事業の対象が認定新規就農者と認定農業者になります。うち認定新規就農者が3分の2の補助。認定農業者が2分の1の補助になります。後は資料の通りになります。こちらで補助金の説明は以上になります。3点目、農地利用状況調査ですがこちらまだ提出できてない方は今月末まで

に提出をよろしくお願いいたします。農業委員会だよりのこちらの紹介文も今月末を期限としておりますのでご提出をお願いいたします。以上になります。

向山議長 はい、ありがとうございます。ちょっと休憩で良いですか。

(～はい。の声 多数～)

向山議長 休憩に入ります。

(休憩中)

向山議長 休憩を解きます。何か他にありましたら。無いようでしたら。良いですか。無いようでしたら。

向山議長 はい。特にないようですので、これをもちまして第8回大島町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員